

平成20年4月30日

法人文書開示請求書

国立大学法人北海道大学総長 殿

氏名又は名称(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

より姓名

住所又は居所(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

TEL

連絡先(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

〒

同上

TEL

()

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

(請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

- ① 過去に北海道大学 他他馬の研究機関もしくは行政機関が、ア及び墳墓等を発掘相対により収集した副葬品に關する史料が所有し又は所有しにた資料データ 文書及びその一切
- ② ①の副葬品の保管に關する書類の一切

2 求める開示の実施の方法等(本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付けてください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

ア 大学において開示の実施を希望する。
 <実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他()
 <実施の希望日> _____
 イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	300円 × 2 件	600 円	(受付印)
---------------------	------------	-------	-------

*この欄は記入しないでください。

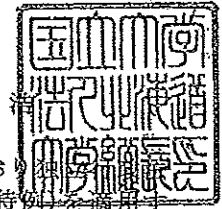
担当	国立大学法人北海道大学総務部総務課情報公開係 7060-0808 札幌市北区北8条西5丁目 (電話: 011-706-2153)
備考	



開示決定等の期限の特例規定の適用通知書

様

国立大学法人北海道大学総長 佐伯



平成20年4月30日付けで開示請求のあった法人文書については、下記のとおり、開示決定等の期限の特例規定を適用する人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定(開示決定等の期限の特例規定)を適用することとしたので通知します。

記

1 開示請求のあった法人文書の名称

- ①「過去に北海道大学その他研究機関もしくは行政機関がアイヌの墳墓等を発掘するなどにより収集した副葬品に関する北大が所有し又は所有していた資料データ文書及びこれに関する一切」
 - 1) アイヌ人骨台帳
 - 2) 管理カード
 - 3) (昭和7年, 昭和8年) 北海道帝国大学年鑑
 - 4) 復命書編冊
 - 5) 物品監守證書
 - 6) 札幌農学校所属博物館標本採集日記
- ②「①の副葬品の保管に関する書類の一切」
 - 1) 北海道大学総合博物館所蔵アイヌ関係資料

2 法第11条を適用することとした理由

①「過去に北海道大学その他の研究機関もしくは行政機関がアイヌの墳墓等を発掘するなどにより収集した副葬品に関する北大が所有し又は所有していた資料データ文書及びこれに関する一切」及び②「①の副葬品の保管に関する書類の一切」に該当する文書については、「上記1」のとおり、文書の特定を行いました。

しかしながら、特定した文書は大量であり、複数の部局に跨っていること及び一部に特定した文書に関連する文書の存在が判明したものもあることから、その確認・整理作業に時間を要します。

また、開示請求のありました文書は、それぞれ①「～に関する一切」及び②「～に関する書類の一切」となっており、すでに特定を行いました「上記1」の文書の他にも当該文書が存在する可能性もあるため、その確認作業に時間を要します。

よって、事務の遂行に支障が生ずるおそれがあり、法第11条を適用することとしました。

3 開示決定等する期限

(平成20年6月29日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。)

平成20年7月29日

* 担 当 国立大学法人北海道大学総務部広報課情報公開担当
〒060-0808 札幌市北区北8条西5丁目(電話:011-706-2153)

法人文書開示決定通知書

様

国立大学法人
北海道大学総長 佐伯



平成20年4月30日付けで開示請求のあった法人文書について、独立行政法人の情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することと決定したので通知します。

なお、今回の決定は、平成20年5月30日付け海大第1-1-2号「開示決定等の期限の特例規定の適用通知書」にて通知した法人文書のうち、平成20年6月29日までに開示決定等を行うとした法人文書に関するものです。これ以外の法人文書については、平成20年7月29日を期限として、開示決定等を行います。

記

1 開示する法人文書の名称

- 1) アイヌ人骨台帳
- 2) 管理カード
- 3) (昭和7年, 昭和8年) 北海道帝国大学年鑑
- 4) 復命書編冊
- 5) 物品監守證書
- 6) 札幌農学校所属博物館標本採集日記

2 不開示とした部分とその理由

【不開示部分】

- ・「1) アイヌ人骨台帳」に記載された内容のうち、「氏名」、「居住地」、「発掘地」、「役職名」等、本学医学部の教員を除く個人が特定可能な情報
- ・「4) 復命書編冊」に記載された内容のうち、「研究生氏名」の個人が特定可能な情報
- ・「5) 物品監守證書」に記載された内容のうち、「供給人(寄附人)住所・氏名」の個人が特定可能な情報

【不開示理由】

- ・法第5条第1号(個人情報)に該当することから不開示と決定いたしました。
- ・「1. アイヌ人骨台帳」に記載された内容のうち、本学医学部以外の教員氏名については、法第6条第1号ただし書きイ(慣行公情報)及びハ(職務遂行情報)のいずれにも該当しないことから、不開示と決定いたしました。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
1) アイヌ人骨台帳 A4判 3枚	① 閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	② 複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき10円	380円
2) 管理カード A4判 15枚	① 閲覧	100枚までごとにつき100円	—
	② デジタルカメラにて撮影した画像を印刷したものの交付	用紙1枚につき10円	1,550円

3) (昭和7年,昭和9年)北海道 大学年鑑 A4冊 6枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	——
	②デジタルカメラにて撮影し た画像を印刷したものの交付	用紙1枚につき10円	60円
4) 復命書編冊 A4冊 8枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	——
	②デジタルカメラにて撮影し た画像を印刷したものの交付	用紙1枚につき10円	80円
5) 物品監守證書 A4冊 168枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	——
	②デジタルカメラにて撮影し た画像を印刷したものの交付	用紙1枚につき10円	1,680円
6) 札幌農学校所属 博物館標本採集日記 A4冊 11枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	——
	②デジタルカメラにて撮影し た画像を印刷したものの交付	用紙1枚につき10円	110円

※「法人文書開示請求書」で〈実施の方法〉として、「閲覧」及び「写しの交付」を希望されていますが、上記「2)」～「6)」の法人文書については、閲覧又はコピーすることにより、原本の保存に支障を及ぼすおそれがあります。このことから、「閲覧」及び「写しの交付」による開示の実施を行うことができませんので、「デジタルカメラにて撮影した画像を印刷したものの交付」にて開示を実施しますので、ご了承願います。

(2) 大学において開示を実施することができる日時、場所

日：平成20年6月25日から7月17日まで（土・日・祝祭日を除く。）

時：10時から17時まで（昼休み（12時から13時）を除く。）

場所：事務局1階情報公開室（札幌市北区北8条西5丁目）

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「法人文書の開示の実施方法等申出書」の提出があった日から7日後までに発送可能

郵送料（見込み額）：850円（定形外、普通）

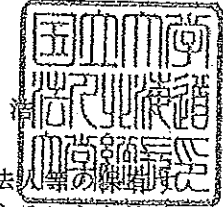
* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道大学総長に対して異議申立てをすることができます。

* 担当 国立大学法人北海道大学総務部広報課情報公開担当
〒060-0808 札幌市北区北8条西5丁目（電話：011-706-2153）

法人文書開示決定通知書

様

国立大学法人
北海道大学総長 佐伯



平成20年4月30日付けで開示請求のあった法人文書について、独立行政法人等の開示に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することと決定したので通知します。

なお、今回の決定は、平成20年5月30日付け海大第1-1-2号「開示決定等の期限の特例規定の適用通知書」にて通知した法人文書のうち、平成20年7月29日までに開示決定等を行うとした法人文書に関するものです。

ただし、平成20年6月17日付け海大第1-1-3号「法人文書開示決定通知書」にて通知した法人文書を除きます。

記

1 開示する法人文書の名称

①「過去に北海道大学その他研究機関もしくは行政機関がアイヌの墳墓等を発掘するなどにより収集した副葬品に関する北大が所有し又は所有していた資料データ文書及びこれに関する一切」

- 1) 副葬品の数量と所在（発掘時に収集されたもの）
- 2) アイヌ副葬品
- 3) 北海道大学原義書「（特定団体代表者）よりの書簡について」
- 4) 1980.11.27学長宛文書（特定団体代表者より）
- 5) 北海道大学原義書「（特定団体代表者）よりの督促書簡について」
- 6) 1980.12.12学長宛文書（特定団体代表者より）
- 7) 北海道大学原義書「（特定団体代表者）よりの書簡に対する返書について」
- 8) S55.12.25「海大第3165号」特定団体代表者宛文書（学長名）
- 9) 北海道大学原義書「（特定団体代表者）よりの書簡に対する返書について」
- 10) 1981.12.21学長宛文書（特定団体代表者より）
- 11) 1982.1.10学長宛文書（特定団体代表者より）
- 12) S57.1.21特定団体代表者宛文書（学長名）
- 13) S57.2.3特定団体代表者宛文書（医学部長名）
- 14) 1982.2.8医学部長宛文書（特定団体代表者より）
- 15) 営繕工事要求書

②「①の副葬品の保管に関する書類の一切」

- 1) 北海道大学総合博物館収蔵アイヌ関係資料
 - 2) 「八雲町アイヌ玉」一覧
 - 3) 北大総合博物館所蔵(医学部より調査のため移動した資料)07-15N0.6八雲アイヌ玉(画像)
 - 4) ラベル・荷札・メモ等
- ※「4）ラベル・荷札・メモ等」のそれぞれの記載内容については、「1）北海道大学総合博物館収蔵アイヌ関係資料」に記載された内容と同一のものです。

2 不開示とした部分とその理由

【不開示部分】

- ・『①1) 副葬品の数量と所在（発掘時に収集されたもの）』に記載された内容のうち、「氏名」、「役職」等、個人が特定可能な情報（本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く）

- ・『①3』北海道大学原義書「(特定団体代表者)よりの書簡について」に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)
- ・『①4』1980.11.27学長宛文書(特定団体代表者より)』に記載された内容のうち、団体又は個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)
- ・『①5』北海道大学原義書「(特定団体代表者)よりの督促書簡について」』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上のものを除く)
- ・『①6』1980.12.12学長宛文書(特定団体代表者より)』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)
- ・『①7』北海道大学原義書「(特定団体代表者)よりの書簡に対する返書について」』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)
- ・『①8』S55.12.25「海大第3165号」特定団体代表者宛文書(学長名)』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上のものを除く)
- ・『①9』北海道大学原義書「(特定団体代表者)よりの書簡に対する返書について」』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)
- ・『①10』1981.12.21学長宛文書(特定団体代表者より)』に記載された内容のうち、団体又は個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)
- ・『①11』1982.1.10学長宛文書(特定団体代表者より)』に記載された内容のうち、団体又は個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)
- ・『①12』S57.1.21特定団体代表者宛文書(学長名)』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)
- ・『①13』S57.2.3特定団体代表者宛文書(医学部長名)』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上の情報を除く)
- ・『①14』1982.2.8医学部長宛文書(特定団体代表者より)』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報(本学の教職員氏名等のうち、職務遂行上及び本学が公としている情報を除く)
- ・『②1』北海道大学総合博物館収蔵アイヌ関係資料』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報
- ・『②4』ラベル・荷札・メモ等』に記載された内容のうち、個人が特定可能な情報

【不開示理由】

- ・法第5条第1号(個人情報)に該当し、法第5条第1号ただし書きイ(慣行公情報)及びハ(職務遂行情報)のいずれにも該当しないことから、不開示と決定いたしました。
- ・法第5条第2号(法人等情報)に該当し、特定団体の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがないとまで、断定できないことから、不開示と決定いたしました。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

法人文書の種類・ 数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について開示の 実施を受けた場合の基本額
①1) 開示品の数量と所在(発着 所に収められたもの) B4判 1枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき10円	10円
①2) アイヌ副葬品 B5判 1枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき10円	10円
①3) 北海道大学原義書「(特定 団体代表者)よりの書簡について」 B5判 2枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき210円	20円

①4) 1980. 11. 27学長 友文書(特定団体代表者より) B5判 5枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき10円	50円
①5) 北海道大学図書館「(特定 団体代表者)よりの書簡につ いて」 B5判 2枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき10円	20円
①6) 1980. 12. 12学長 友文書(特定団体代表者より) B5判 2枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき10円	20円
①7) 北海道大学図書館「(特定 団体代表者)よりの書簡に対する返書 について」 B5判 2枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき10円	20円
①8) S55. 12. 25「高 第3165号」特定団体代表者友文書 (学長名) B4判 1枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき10円	10円
①9) 北海道大学図書館「(特定 団体代表者)よりの書簡に対する返書 について」 B5判 2枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき10円	20円
①10) 1981. 12. 21学 長友文書(特定団体代表者より) B5判 5枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき10円	50円
①11) 1982. 1. 10学長 友文書(特定団体代表者より) B4判 2枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき10円	20円
①12) S57. 1. 21特定団 体代表者友文書(学長名) B4判 1枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき10円	10円
①13) S57. 2. 3特定団体 代表者友文書(医学部長名) B4判 1枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき10円	10円
①14) 1982. 2. 8医学部 長友文書(特定団体代表者より) B4判 2枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき10円	20円
①15) 看護工要請書 B4判 5枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき10円	50円
②1) 北海道大学総合情報センター アイヌ関係資料 A4判 4枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき10円	40円
②2) 「八雲町アイヌ玉」一覧 A4判 1枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき10円	10円
②3) 北大総合情報センター(医学 部より調査のため移した資料) 07 -15N0. 6人鑑アイヌ玉(百後) A4判 1枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき10円 用紙(カラー) 1枚につき20 円	10円 20円
②4) ラベル・雑誌・メモ等 A4判 52枚 A3判 4枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により複写し たものの交付	用紙1枚につき10円	560円

(2) 大学において開示を実施することができる日時、場所

日：平成20年8月11日から8月29日まで（土・日・祝祭日を除く。）

時：10時から17時まで（昼休み（12時から13時）を除く。）

場所：事務局1階情報公開室（札幌市北区北8条西5丁目）

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「法人文書の開示の実施方法等申出書」の提出があった日から7日後までに発送可能

郵送料（見込み額）：390円（定形外、普通）

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道大学総長に対して異議申立てをすることができます。

* 担当 国立大学法人北海道大学総務部広報課情報公開担当
〒060-0808 札幌市北区北8条西5丁目（電話：011-706-2153）

○国立大学法人北海道大学における法人文書の開示・不開示の判断基準

平成16年5月6日

総長裁定

国立大学法人北海道大学に法人文書の開示請求があったときは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年12月5日法律第140号)」(以下「情報公開法」という。)により、開示に係る法人文書に次のいずれかが記録されている情報(不開示情報)を除き、開示請求者に当該法人文書を開示する。

1 個人情報(情報公開法第5条第1号)

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等から、特定の個人を識別する事が可能な情報、又は特定の個人を識別することはできないが、当該情報を公にすることによって個人の権利利益(名誉、感情などを含む。)を害するおそれがある情報。例えば1)職員・学生の自宅住所・電話番号等、2)人事選考関係資料(氏名、履歴等)、3)健康診断・カウンセリングの記録、4)学生個人に関する情報(学籍(休・退学を含む。)、成績、教育・生活相談等の記録、卒業後の就職先等)、5)推薦入試・大学院入試等の答案及び合否判定資料、6)学生指導関係文書、7)卒業論文、修士論文など。

ただし、個人情報であっても、次の情報は開示する。

- イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報。例えば1)研究者総覧、2)叙勲・褒章受章者名簿など。
- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報。
- ハ 当該個人が公務員又は独立行政法人等の役員・職員であり、その職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分。例えば文書に付された総務課長、人事掛長等の職名など。

2 法人等情報(情報公開法第5条第2号)

法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。

- イ 公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
- ロ 本学の要請を受けて、公にしないという条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの、その他公にしない等の条件を付すことが情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

ただし、法人等情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示する。

3 審議検討等情報(情報公開法第5条第3号)

国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報。例えば1)報告、答申等で現在検討・審議中のものの記録、2)人事選考(採用、昇任等)の記録など。

4 事務・事業支障情報(情報公開法第5条第4号)

国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体が行う事務又は事業情報のうち次に掲げるおそれのある情報及びその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。

- イ 国の安全が害されるおそれ、他国や国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがある情報。
- ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報。例えば1)麻薬、毒物、劇物等の保管に関する情報、2)ID、パスワード等のネットワークセキュリティ関係情報など。
- ハ 監査、検査、取締り、試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法・不当な行為を容